

個人情報の第三者への提供に関する同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「默示の同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものといたしますので、同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。お申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

- (1)傷病手当金、出産手当金等の保険給付を請求していただくにあたり、事業主を経由して行うこと。
- (2)保険給付金の支給明細書について世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。
- (3)医療費通知について世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。または被保険者が医療費明細を閲覧できること。
- (4)高額療養費について事業主を経由して支給すること。
- (5)被保険者が行った被扶養者についての各種届出の連絡は、被保険者本人に通知すること。
- (6)資格喪失後の医療機関等の受診に伴う保険給付費等を世帯分まとめて被保険者本人に通知し、請求すること。

また、個人情報の第三者提供に関して、個人番号をその内容に含む「特定個人情報については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。

ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の6項目に該当する場合は、次の6項目については、例外として本人の同意を得る必要はないとされています。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとき。
- ⑤当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき。
- ⑥学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。